

## 令和8年度ひきこもり支援職業体験事業業務委託に係る企画提案実施要領

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査の上、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

### 1 業務の目的

山梨県民の生活状況に関する調査（2024年2月）では、本県におけるひきこもり状態の者は約9,000人と推計されている。また、現在ひきこもり状態にある者の過半数は20～30代であり、就労・将来・経済面の不安を抱えていることが明らかとなった。さらに、内閣府の「若者の生活に関する調査報告書」（2016年）及び「生活状況に関する調査（2018年）」では、自身の適性に合った職業への就職が、ひきこもり状態からの回復や社会参加の促進に重要であることが示唆されている。

ひきこもり状態にある者の中には、デジタルスキルに関心のある者が一定数いるものの、一般向けの研修や職業訓練への参加には、心理的・環境的なハードルが高い。そこで、本事業では、外出や他者とのコミュニケーション、就労について考えるきっかけを提供することを目的に、ひきこもり状態にある者に職業体験の機会を提供する。

なお、本事業は、ひきこもり状態にある者に職業体験の機会を提供することが、ひきこもり状態からの回復や社会参加の促進に有効かを検証するためのモデル事業として実施する。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名称

令和8年度ひきこもり支援職業体験事業業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「令和8年度ひきこもり支援職業体験事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

#### (4) 委託料限度額

3,451,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

#### (5) 契約者（発注者）

山梨県知事

### 3 企画提案の参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人または団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、またはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始または再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていな

いこと。

- ①成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人  
又は営業を許可されていない未成年者
- ②破産者で復権を得ない者
- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることが  
なくなるまでの者

(6)山梨県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

#### 4 企画提案に係る日程 (予定)

公募開始	令和8年7月1日(水)
参加申込書受付期限	令和8年7月15日(水)
質問受付期限	令和8年7月17日(金)
質問回答期限	令和8年7月23日(木)
提案書提出期限	令和8年7月31日(金)
事業者選定委員会	令和8年8月上旬頃
選定結果の通知	令和8年8月上旬頃

#### 5 企画提案書等の提出

##### (1)提出書類

提出書類	様式	留意点	部数
①参加表明書	様式第1号	添付書類として、次の書類を全て添付すること。 ・山梨県税に未納がない旨の証明書 (個人の県民税及び地方消費税を除く)【県発行】 ・法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書【税務署発行】 ※3箇月以内に取得した原本	1部
②誓約書	様式第2号		1部
③企画提案書	様式第4号(鑑文) ※企画提案書は任意様式とする。	仕様書に記載の実施内容について網羅するとともに、次の項目についても記載すること。 ・業務実施体制(体制図) ・類似業務の実績(業務名、発注機関名、契約期間、業務の概要等) ・実施方針、工程 ※仕様書の記載事項以外の提案や内容変更に関する提案があれば提案書に記載すること。内容によっては、双方協議の上、仕様書の修正を行い、契約する。	6部

		・提出する6部の内訳は、正本1部、副本5部とし、副本の各ページ（文面等）に提案事業者名が記載されている場合は、その名称が判読できないよう「弊社」「当社」等の文字で置き換えること。同様に表紙の提案事業者名は「●●●」等の文字で置き換えること（先入観を除いて評価するための措置）。	
④会社概要	任意様式	名称、代表者氏名、所在地、従業員数、資本金等について記載すること。また、パンフレットなど参考となる資料があれば添付すること。	6部
⑤見積書	任意様式	仕様書の実施項目及び費目ごとの内訳を明示すること。	6部

(2) 提出期限

- ・前記(1)①及び②の書類（参加表明書等）  
令和8年7月15日（水）17時まで（必着）
- ・前記(1)③～⑤の書類（企画提案書等）  
令和8年7月31日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県総合県民支援局総合県民企画室  
TEL 055-223-1339  
メールアドレス kenmin-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 提出方法

持参または郵便等により、期限までに必着のこと。  
なお、郵便等による提出の場合は、投函日等を電子メールにより連絡すること。

6 企画提案に係る質問及び回答

(1) 受付期間

公募開始の日～令和8年7月17日（金）17時まで

(2) 質問方法及び送付先

様式第3号により電子メールにて次の宛先に送信すること。  
山梨県総合県民支援局総合県民企画室  
メールアドレス kenmin-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 回答方法

質問への回答は、令和8年7月23日（木）までに順次、参加表明書の提出者全員に電子メールで送付する。

(4) その他

- ・電話や口頭での質問には応じない。
- ・質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者に問い合わせることがある。
- ・本企画提案に関係のない質問や本企画提案の公平性を保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

## 7 候補者選定方法等

### (1) 選定方法

提出された企画提案書等について、(2)の審査基準に基づき、複数の審査員により審査し、合計点が第1位の者を候補者とする（書面審査）。合計点が同一の場合は、審査基準表の番号3～8の合計点数が高い者を上位とする。なお決定しない場合は、提案価格の低い者を上位とする。これにより決定しない場合は、審査委員の合議により順位を決定する。ただし、合計点が最も高くても、得点が著しく低い項目がある場合は、候補者として選定しない場合がある。

企画提案書の評価において、審査委員会が必要と判断した場合は、企画提案に係るヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングを実施する場合には、日程等の詳細を別途通知する。

### (2) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等の提出者全員に令和8年8月上旬頃までに書面により通知する（予定）。

### (4) 契約手続

- ・(1)により選定された候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。この際、企画提案書の内容を踏まえ、仕様書の変更についてもあわせて協議する。
- ・第1位の候補者との協議が整わず契約の見込みがない場合は、次点の者と協議を行う。

## 8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実を反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他者の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案の審査員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

## 9 その他

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 契約候補者が、選定から契約締結の間に「3 企画提案の参加資格」に掲げる事項を満たさなくなった場合や、「8 企画提案の無効」に該当する事実が判明した場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、山梨県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 企画提案書等の内容については、双方協議の上、仕様書に反映する場合がある。
- (6) 災害等不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続を中止・延期することがある。
- (7) この要項に定めのない事項については、その都度発注者が決定する。
- (8) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届出書（様式第5号）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、応募辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。